

特 集 外国人材の登用

外国人材の登用に関する現場の実務 —事前準備～就労配置まで—

福岡 三池病院 *¹看護師・法人企画室外国人教育責任者

*²看護師・フィリピン人・EPA 看護師 *³精神科医師

中嶋 一則*¹ アンドレア メイ サブヤ*² 富松 健太郎*³

日本精神科病院協会雑誌 別刷

2025 Vol. 44 No. 4

外国人材の登用に関する現場の実務

—事前準備～就労配置まで—

中嶋 一則^{*1} アンドレア メイ サブヤ^{*2}

富松 健太郎^{*3}

福岡 三池病院 ^{*1}看護師・法人企画室外国人教育責任者

^{*2}看護師・フィリピン人・EPA 看護師 ^{*3}精神科医師

Key Words EPA, 技能実習生, 特定技能外国人,
日本語能力試験

1. はじめに

当法人では、2008 年に来日した第1陣のインドネシア人 EPA (Economic Partnership Agreement : 二国間経済連携協定)^{1, 2)} 看護師候補者 2 名から始まり、EPA 介護福祉士候補者、外国人技能実習制度に基づく技能実習生 (介護分野)³⁾、特定技能制度に基づく特定技能外国人 (介護分野)⁴⁾ を受け入れている。さらに 2024 年からは、福岡県医師会の募集によるインドネシア人看護職員候補者 2 名 (介護分野の特定技能外国人の在留資格にて病棟で看護助手として働き、大牟田医師会看護専門学校准看護科へ入学している。これには日本語能力試験 N3 以上が必要である^{5, 6)}。これはインドネシアおよびミャンマーの 2 国からの受け入れ事業である) を当法人で受け入れている。

長く受け入れている EPA 看護師候補者に関しては、3 年ごとに 2 名を受け入れている。家族の都合で早期に帰国した者を除けば、就労 3 年以内に七人中四人が看護師国家試験に合格、三人が准看護師にも合格している。日本語能力でも N3 より難易度の高い N2 の合格者が四人もいる。全国での合格率はおおむね 10 ~ 20% と極めて低率で推移しており、外国人が准看護師・看護師国家試験に合格することは非常に難しい。合格者のうち 1 名は本稿の共著者で合格前後合わせて計 7 年の就労をしている。一方、合格しても母国に帰った者や別国に渡った者もいる。現在は EPA 介護福祉士候補者および特定技能外国人が介護福祉士国

家試験の合格を目指している。本稿では外国人材の受け入れ事前準備の現場の実務を紹介する。

2. 当法人の受け入れの動機と教育方針について⁷⁾

【受け入れの動機】

- ・国際貢献に資するため
- ・今後増加が見込まれる外国人労働者に適応するため (職員の教育・適応、患者の適応)
- ・少子化による今後の看護師不足の人材確保に資するため

【教育方針】

- ・明るく、楽しく、無理のない教育と就労
- ・日本の文化を知ってもらう
- ・日本に来て良かったと感じてもらう
- ・母国に帰って指導者になってもらう

上記が 2008 年当初の受け入れ動機であったが、2025 年現在では、職員不足の解消のためという側面が強くなっている。

3. 全法人職員への説明会

当初の EPA 外国人看護師候補者制度を導入する時は、全法人職員への説明会を行った。現在は継続的に外国人を雇用しているため、責任者会議で実施しスタッフに周知してもらっている。これにより職員の反応に特に問題などは生じていない。説明会の内容としては以下の通りである。

- ・外国人労働者の紹介および母国の特徴
- ・外国人労働者の食文化や生活習慣など
- ・外国人労働者との接し方や指導方法
- ・外国人労働者雇用の必要性の理解

4. 施設配属前に必要な手続きなど

雇用契約や在留資格の手続きが済み、入国後の手続きなどとして以下のことを行う。

- ・空港からの出入国や転居の送迎
- ・住民登録
- ・印鑑作成（これは入国前に）・銀行口座開設など
- ・携帯電話契約などの手続き

※技能実習生・特定技能外国人に関しては、基本的には監理団体・登録支援機関（全委託契約）が行う。当法人が契約している特定技能の登録支援機関（一部委託契約）の外国人労働者の場合には、空港からの出入国や転居の送迎以外の上記手続きなどを当法人職員が引率して行っている。またEPA候補者に関しても、日本で6ヵ月間の日本語教育が研修センターで行われるため、当法人であれば大阪の研修センターまでの迎えと上記手続きなどが必要である。

5. 外国人雇用の費用

外国人労働者を受け入れ雇用するには、受け入れ費用がかかる。費用としては、外国の送り出し機関費用・日本の受け入れ機関の費用および管理支援費用などが必要である。EPA候補者の受け入れ機関は国際厚生事業団のみであるが、技能実習生や特定技能はたくさんの監理団体や登録支援機関がある。費用の金額や支援内容もさまざまであるため、良い監理団体や登録支援機関を選択することが大切になる。EPA候補者と技能実習生・特定技能外国人を比べると、雇用前までの諸費用はEPA候補者が高いが、管理費用がEPA候補者では一人当たり年間2万円程度に対し、技能実習生・特定技能では全委託管理費用として一人当たり月々2万7,500円程度かかるため施設負担額が逆転する。そのため、当法人では、外国人看護職員候補者以外の特定技能者の管理を一部委託にしており五人で月々4万4,000円程度とする契約を登録支援機関と結んでいる。自社のみの支援も可能ではあるが、新しく外国人を採用する際に便宜を図ってもらい、相談ができるので登録支援機関との関わりを継続している。また、在留資格の

就労年数も期限があるため、施設の教育支援により国家試験に合格することで在留資格を「医療」や「介護」に変更できる。このことで就労期間が無制限となり、外国人のモチベーションも上がるとともに監理団体や登録支援機関への高い管理費が不要となる。

6. 外国人教育責任者の選任（図1）

外国人教育責任者の選任は、行政手続き・行政郵便物・教育支援・日常生活支援・相談などの窓口・情報の一元化として最重要である。当法人では外国人教育責任者として、筆者が2008年から継続して行っている。現在は法人全体の担当業務と兼務で行っている。そのため、看護部スタッフや介護スタッフに相談および指示も出せるので、業務・教育・日常生活がスムーズにできている。また筆者は、子育ても終わっており年齢的にも比較的時間に余裕があり関わりを多く持つことができていて、外国人就労者の父親的存在となり得ている。積極的にコミュニケーションをとり定期的な面談をすることで信頼を得、食事会や娯楽・名所案内も随時実施して交流を図っている。異国から来た外国人労働者にとっては、信頼できる担当者がいることで相談がしやすく心配や悩みの軽減につながり、楽しく安心して日本での日常生活や就労ができているとの信頼を勝ち得ており、外国人労働者同士の調和をとることができている。

7. 教育の準備

外国人労働者のスキルを高めるために、教育環境を整えることが大切である。医療・介護施設で働くためにはN3相当の語学力が必要であり、かつ看護師国家試験合格にはN3より上のN2相当が必須と考えている。

1) 外国人教育指導室準備

- ・旧病棟空き部屋に外国人教育専用の部屋を設置
- ・机・椅子・本棚・Wi-Fi環境・内線電話設置
- ・身体の解剖図をルビおよび英語翻訳にて掲示

2) 参考書の準備

- ・市販の日本語教材（英語・ベトナム語翻訳）

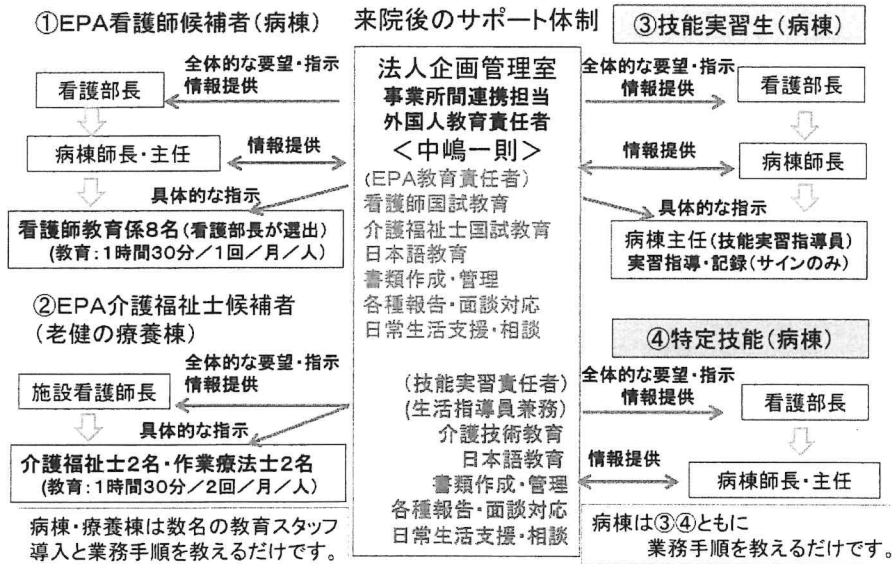


図1 受入れ手続き等（申請書類・面接・住居家具類準備）…事務長と中嶋

- ・日本語テキスト作成（日常生活・医療介護用語）
- ・市販の国家試験対策教材（過去問・模擬試験含む）
- ・施設独自の過去問解説（ルビ付き）作成

3) 教育プログラム作成

- ・年間教育プログラム（3年分の目標到達）
- ・月別プログラム（勤務表付き予定表）

4) 教育時間

EPA 候補者

- ・職員による看護・介護専門分野教育
- ・平日の2時間／日（国家試験直前は時間延長）
- ・日本語外部講師教育：2時間／週

技能実習生

- ・職員による日本語教育2時間／週（日本語能力N3相当合格まで）
- ・実技試験直前に実技教育8時間／月

特定技能外国人

- ・介護福祉士国家試験受験希望者のみ
- ・EPA 候補者と同席で教育実施（11月～介護福祉士国家試験まで）

8. 教育組織づくり（EPA 看護師候補者への教育担当者）（表1）

法人企画室と臨床実習指導者を中心に教育チームを立ち上げ、看護師国家試験を目指すための教育指導法や役割分担について話し合いを行い、表1に示すように教育担当者にはあえて新米看護師を配置し、教育担当者自身の教育につながるようにした。

9. 住居の準備（図2）

一人当たりの寝室床面積は4.5平方メートル（3帖以上）とのきまりがあり、6帖居室部屋の場合は定員2名まで共同生活が可能である。過去には当法人でも6帖居室部屋に定員2名の寮であったが、プライバシー保護の観点から現在では一人部屋にしている。一般に家賃は外国人労働者の個人負担は都心などでは一人3万円以下・都心以外では一人2万円以下が相当といわれている。いずれも当法人所有の寮であり、光熱費込みで一人1万円にしている。外国人労働者は日本の住居に、母国の家族との連絡ができるWi-Fiの設置が一番重要である。そのため当法人ではWi-Fiを設置している。

表1 EPA 看護師候補者教育担当者

外部の日本語教育講師依頼	女性	元インドネシアで日本語教師	
日本語教育（病院職員）	男性	外国人教育責任者	
国家試験対策講師			
人体の構造と機能	女性	新米看護師	病棟
在宅看護論 / 看護の統合と実践	女性	新米看護師	病棟
疾病の成り立ちと回復の促進	男性	中堅看護師	病棟
老年看護学	男性	中堅看護師	病棟
小児看護学	女性	新米看護師	病棟
母性看護学	女性	新米看護師	病棟
成人看護学	男性	中堅看護師	病棟
精神看護学	男性	中堅看護師	病棟
基礎看護学	男性	外国人教育責任者	企画室
社会保障制度と生活者の健康	男性	精神保健福祉士	企画室
必修問題	男性	外国人教育責任者	企画室
准看護師問題	男性	外国人教育責任者	企画室
サポート・相談		看護部長・外国人教育責任者	
総責任者（教育スケジュール企画・手続き・生活支援）		外国人教育責任者	



EPA・特定技能
インドネシア人
看護職候補者 女子寮

旧病棟を改築した一人部屋のシェアハウス寮であり、フィリピン人とインドネシア人との食文化が異なるため台所は別々である。洗濯物干しのスペースが少ないため各部屋に物干し竿を設置している。



特定技能ベトナム人
女子寮

法人施設から徒歩 100 m の新築寮である。以前は二人部屋だったが現在は一人部屋のシェアハウス寮である。



EPA フィリピン人
男子寮

法人施設横の古民家を使用している職員男子更衣室、休憩室および外国人寮である。一人部屋のシェアハウス寮。

図2 各種寮

10. 生活用品の準備

外国人労働者の雇用では、日本人職員と違って日常生活用品はある程度施設が準備しなければならない。外国人労働者はスーツケース 2 個の衣類などだけで来るので、不便を感じずに生活できる家電や家具・調理器具用品などを準備する必要がある。

ある。すべて新品で購入すると多額の費用になるので当法人では毎年年度末の 3 月に職員へ、不要になった家電・家具・自転車などを募集している（図 3）。これにより多少の経費削減になっている。一方、防寒着などの衣類・アクセサリ・小物品は本人たちに不人気であったので、現在は募集していない。これは外国人労働者自身の体形や好み

R6年 不要になった日常生活用品を募集しています。

外国人生活用品



ベッド
キッチン棚
テーブル・椅子
整理ダンス
机セット
収納ボックス

☆家電
洗濯機・レンジ・テレビ 冷蔵庫
炊飯器・ホット・アイロン・掃除機
食器類等

自転車

該当する品類があれば一度、法人企画管理室にご連絡してください。
各責任者の方、職員への周知及び連絡対応等をよろしくお願い致します。
軽トラックで取りに行きます。 法人企画管理室：中嶋

図3 職員の不要な日常生活用品募集のチラシ

が当然あるため、自分で古着屋やネットなどで自ら好きなものを安く購入している。

(備考)

- ・シェアハウス寮では各自が別々の料理をして、食べているために家族用の冷蔵庫を二人で1台を使用している。炊飯器も二人で1台である。その他調理器具なども多めに準備している。また、洗濯機の台数も一寮2台設置している。
- ・防災予防の消化器や懐中電灯なども必須設置。
- ・当法人は地方であり、バスの本数も極めて少なく自転車が必須である。

11. 受け入れの流れ(表2)

EPA 候補者

フィリピン人とインドネシア人を受け入れている。4月：公益社団法人国際厚生事業団へ申し込み⇒8月：現地合同施設説明会参加(任意)⇒9

月：マッチング⇒12月：雇用契約⇒現地で日本語教育6ヵ月間⇒来日し日本の研修センターで日本語教育・日本文化など6ヵ月間(日本語能力試験N3程度習得)⇒就労となる。申し込みから雇用まで約1年6ヵ月かかる。

EPA 看護師候補者では、母国で看護師経験があり、年齢は25～30歳前半を選択している。現在では、看護師国家試験合格が難しいことと、円安などで応募者が少なくなり、マッチングが難しくなっている。また雇用できても早期の帰国や看護師国家試験合格後に転職もあり得るので注意が必要である。

EPA 介護福祉士候補者は母国で介護の資格を持ち年齢は25～30歳前半を選択している。EPA 介護福祉士候補者は応募も多いが、受け入れ希望施設も多いので地方の施設への就労を希望する人は少ない。なぜならば、母国へ仕送りをす

るために賃金の高い都心などを選択するからである。地方にある当法人では、教育環境（国試合格率）と後述する生活環境（住居関連の低出費など）を強みと考えている。

技能実習生

ベトナム人を受け入れている。日本精神科病院協会監理団体へ申し込み⇒現地面接⇒雇用契約⇒母国8～11ヵ月の日本語教育⇒日本語能力試験N4相当の合格者⇒来日1～2ヵ月の日本習慣教育⇒就労となる。技能実習生は専門学校卒で21～25歳である。技能実習3年修了時に帰国または転職があり得るので、注意が必要である。

特定技能外国人

ベトナム人（下記の1）と2))とインドネシア人（下記の3))を受け入れている。

1) 当法人の技能実習生からの進級者

専門級試験合格にて特定技能へ進級できる。当法人で3年間の就労と日本語教育を受けていて、その後も5年間就労できるので計8年間の就労が見込まれる。また介護福祉士国家試験の受験資格も得ているので令和7年1月に受験する。

2) 登録支援機関の紹介での受け入れ（国内採用）

ほかの事業所で技能実習生として働き、特定技能（介護）に合格した外国人である。そのため、短期間で採用ができ費用も安く、日本での生活にも慣れている利点がある。登録支援機関への申し込み⇒国内の外国人紹介⇒面接⇒雇用契約⇒就労となる。

3) 看護職候補者

福岡県医師会の募集・依頼で申し込み⇒医師会で就労先が決定⇒面接⇒雇用契約⇒3月に就労となる。看護職員候補者は母国での看護師資格があり、1年間の日本語教育および特定技能（介護分野）教育を受け、特定技能（介護分野）の試験に合格している。日本語能力試験N3の合格者は看護助手として病棟で就労しながら大牟田医師会看護専門学校（准看護科）へ2024年に1名が入学した。N3不合格者の1名は、同じく看護助手として病棟で就労しながら日本語を学び、N3に合格することで、1年遅れにはなるが2025年度から同校への入学を予定している。

表2 各在留資格による就労期限の概要

区 分	受け入れ時の就労期限	資 格	就労期限
EPA 看護師候補者	就労2年半（延長1年あり）	看護師試験合格	就労期限なし
		准看護師試験合格	就労4年追加
		不合格	帰国
EPA 介護福祉士候補者	就労3年半（延長1年あり）	介護福祉士試験合格	就労期限なし
		特定技能への移行	就労5年追加
		不合格	帰国
技能実習生	就労（1号+2号）3年 （3号）2年追加可能	特定技能へ移行	就労5年追加
		特定技能へ移行せず	帰国
特定技能外国人	就労5年	介護福祉士試験合格	就労期限なし
		不合格	帰国
特定技能外国人（看護職候補者※）大牟田医師会看護学校准看護科入学	就労5年	准看護師試験合格	就労4年追加
		看護師試験合格	就労期限なし
		不合格	帰国

12. 到着後のオリエンテーション

(一般的な事項)

1. 地域の気候
2. あいさつの仕方
3. 身だしなみ
4. 時間厳守
5. 宗教について
6. 休日・有休の日数
7. 給料・税金
8. 勤務時間・教育時間

(業務の事項)

1. 法人の理念・方針
2. 医療事故・感染予防
3. 個人情報保護
4. 服装規定
5. マスターキー管理
6. 定期健診
7. 就業規則
8. 職場安全衛生教育

(寮での生活について)

1. 住居について
2. 畳（畳の特性）
3. 台所の清潔
4. 飲料水
5. お風呂場の清潔
6. トイレ
7. 冷暖房と照明
8. 節電意識付け
9. 掃除の仕方
10. ゴミの出し方
11. ドア施錠
12. 買い物の仕方
13. 外泊時の連絡
14. 地震時対応
15. 火災予防

オリエンテーションの中で一番大切になるのが、居室以外は共有スペースのシェアハウス寮での生活である。外国人労働者皆が、仲良く協力的に日常生活を送れるようにするためには役割分担を明確に示しておかなければならない（説明⇒一緒に実施⇒掲示物でお知らせ）。

オリエンテーション1日目の夕食は一緒に料理を行うようにしている（台所機材の使い方や後片付け方法および火の用心などを実技で説明できる）。

そしてその後も、時折食事会を開催し、共有スペースの清潔について、さりげなく確認している。また外国人労働者の生活習慣は日本の気候に適していないことが多いため、日本の四季ごとの説明・指導にも気を配る必要がある。

次に重要になるのが初回食料品などの生活必需品の買い物である。近くのスーパーマーケットや100均ショップはもちろんのこと、外国商品を取り扱っている店や大型ショッピングモールなどにも案内している。以前は翻訳機を介して説明しながらの買い物だったので時間がかかった。しかし現在では外国人先輩を同行させているためスムーズに品物を選択できて無駄のない買い物ができている。

13. 病棟配属先での準備

外国人労働者を雇用する時の最大の問題は日本語の壁である。そのため、業務手順マニュアルや利用者名にルビを付けたり、物品などにカタカナ表記をした貼り紙、業務チェック表も活用したりしている。また、うまく日本語が伝わらない時などを想定し翻訳機を準備している。病棟配属先は、同国の先輩がいる病棟に配属している。それにはメリット（先輩の通訳により円滑になるなど）、デメリット（母国語での会話になってしまうなど）があるが、新外国人職員の不安や業務などを考慮してのことである。業務の教育指導に対してはブリセプターを配置して、日本人との関わりを多くできるようにしている。日本人職員には新外国人職員のプロフィールを事前に紹介して、関わりやすいように努めている。

14. 病棟配属先の職員側の心構え

日本人と外国人では宗教や文化が異なるため、コミュニケーションや仕事に支障をきたす可能性があり、日本人労働者と外国人労働者がお互いに理解し合える場や時間も必要である。また日本人労働者が外国人労働者に合わせるだけではなく、

外国人労働者も日本の文化や仕事の方法などに理解を示すような支援も必要である。それによりお互いが歩み寄る姿勢が取れると考える。チームの一員としてお互いが助け合う心構えが必要である。

15. おわりに

本稿では当法人の取り組みを中心に、外国人材の受け入れの実務を概説した。日本国内では多くの職種で人手不足があり、医療・介護では特に深刻である。特に地方では高齢化が進み若年者の人手不足が著明になっている。そのため、いずれの医療・介護施設においても若い外国人労働者がより必要となることは間違いない。しかしながら外国人労働者を雇用するためには費用の問題や数多くの準備をする必要があるため、簡単に導入できないのが現状であると考ええる。当法人では2008年のEPAの2名から始まり、看護師国家試験教育が終了する3年間隔で2名ずつ受け入れてきた。初めて外国人労働者を雇用する時は困難であったが、一度準備すれば継続的に使用できるものも数多い。当法人では少しずつ、試行錯誤の上の積み重ねにより今のシステムがある。少ない人数から始め、計画的に外国人労働者を雇用し、長く雇用の継続ができる工夫が常に必要であると考ええる。

また国の移民施策も含め、外国人材の受け入れでは多くの面で、経年的に今後細部において小変更が多くなされることが予想されるため、国の動向や各自治体および所属医師会などの動向も注視

していく必要がある。さらには送り出し国の政情なども継続の安定性に関係するため、これにも注視していく必要がある⁸⁾。

本稿に関して開示すべき利益相反関連事項はない。

文 献

- 1) 経済産業省：EPAとは、〈https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/〉(2025.2.20)
- 2) 厚生労働省：インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html〉(2025.2.20)
- 3) 公益財団法人国際人材協力機構：外国人技能実習制度とは、〈<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>〉(2025.2.20)
- 4) 法務省・出入国在留管理庁：特定技能制度の概要、〈<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>〉(2025.2.20)
- 5) 国際交流基金、日本国際教育支援協会：新しい日本語能力試験ガイドブック概要版と問題例集N1, N2, N3編。凡人社。東京。2009
- 6) 国際交流基金、日本国際教育支援協会：新しい日本語能力試験ガイドブック概要版と問題例集N4, N5編。凡人社。東京。2009
- 7) 富松健太郎：多職種で支える高齢者うつ病。100-104。ピラールプレス。東京。2016
- 8) AFP通信：2025年1月21日 ミャンマー国軍と武装勢力が停戦合意、〈<https://www.afpbb.com/articles/-/3559087>〉(2025.2.20)